**平成２２年（フ）第４５４号**
静岡市葵区常磐町２丁目４番地の１　ファインコート常磐町壱番館301号、旧住所静岡市葵区桜木町２番４―402号
債務者　雨宮　康裕
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１９８号**
静岡市清水区渋川137番地
債務者　岡田　　永
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第６０９１号**
東京都渋谷区円山町５－４　フィールＡ渋谷219
債務者　佐藤　千栄
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６１７０号**
東京都新宿区北町６　神楽坂六番館306
債務者　青山たか子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２６４号**
静岡市清水区中之郷２丁目５番20号　ラントレ草薙202号、旧住所静岡市清水区中之郷２丁目５番５号　光和ハイツ105号
債務者　芹澤　　渉
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２３７号**
静岡県静岡市駿河区大和２丁目３番37―328号
債務者　谷津千恵子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第６０９２号**
東京都大田区羽田３丁目４－１
債務者　大路美由紀
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６１８９号**
東京都世田谷区弦巻４丁目18―３―106
債務者　青山　　修
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５８０７号**
東京都渋谷区恵比寿１丁目34―６　関谷方
債務者　諸橋　千秋
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５８０８号**
東京都渋谷区恵比寿１丁目34―６　関谷方
債務者　諸橋　和人
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時30分
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続廃止

**平成２２年（フ）第７４１号**
埼玉県入間郡越生町大字大満642番地１
破産者　越生ステンレス工業有限会社
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第９７２号**
大阪府泉大津市池浦町２丁目16番22号
破産者　株式会社ミナミ
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第８２８号**
千葉市稲毛区山王町10番地の37
破産者　田中　敬一
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第２７７５号**
名古屋市南区外山１丁目４番13号　レセンテ新瑞204号
破産者　五代儀啓太
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１５４号**
群馬県みどり市大間々町大間々639番地８　パークホームズＤ号室、開始決定時の住所群馬県みどり市大間々町大間々1955番地１　木村アパート２号
破産者　柳瀬　信行
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２２年（フ）第１４２０号**
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字西之平井３番地
破産者　やま庄水産株式会社
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部